

様式第 1 （第 5 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者

住 所

氏 名

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付
申請書

岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付要綱第 5 条の
規定に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画

（1）事 業 名

（2）事業の目的

（3）事業費の総額 円

（うち補助金申請額 円）

2 添付書類

（1）事業費見積書（写）

（2）事業費収支予算書（別紙 1）

（3）事業計画書（別紙 2）

（4）その他参考となる資料

別紙 1

事業費収支予算書

1 歳 入

区 分	金 額 (円)	説 明
岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金		
合 計		

2 歳 出

区 分	金 額 (円)	説 明
補助対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

別紙 2

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の概要

3 事業計画

実施予定年月日	事業名	事業内容	備考

様式第 2（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金については、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補 助 条 件 補助事業以外に使用しないこと

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者

住 所

氏 名

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定のあった岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金を交付してください。

記

1 事業名

2 補助金請求額 金 円

振込先

金 融 機 関 名

種 類

口 座 番 号

口 座 名 義

様式第 4（第 8 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者
住 所
氏 名

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金分割請求書

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金を次のとおり請求します。

記

総請求金額	円
（今回請求額	円）
（次回請求額	円）

様式第 5（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金返還請求書

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金を次の理由により返還してくださるようお願いします。

記

- 1 返還理由
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日

様式第6（第14条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者

住 所

氏 名

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金に係る事業が完了したので、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（別紙1）
- (2) 事業費収支精算書（別紙2）
- (3) その他参考になる書類

別紙 1

実績報告書

1 事業名

2 事業目的

3 事業費の総額（決算額） 金 円

4 事業完了年月日 年 月 日

別紙 2

事業費収支精算書

1 歳 入

区 分	金 額 (円)		未収入額 (円)	説明
	当 初	収入済額		
岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金				
合 計				

2 歳 出

区 分		金 額 (円)		未支払額 (円)	説明
		当 初	決算額		
補助対象経費					
	小 計				
対象外経費					
	小 計				
合 計					

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第 7（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金については、岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金の確定額 金 円